

基本方針	1	さまざまな分野における女性の活躍推進	実施した事業を評価するための基準	令和5年度まで
施策の方向	1	意思決定過程への積極的な女性の登用推進		女性割合(数)が令和2年度よりも向上した
施策	1	市役所組織における女性の登用、能力開発、職域拡大の推進		

事業No	担当課	事業	事業概要	事業の目標	事業計画(年度)		
				令和5年度まで	R3	R4	R5
1	職員課	女性職員の採用推進	女性が活躍できる職場であることをパンフレット、ホームページ等で広報し、女性受験者数の増加を図ります。	女性が活躍できる職場であることをパンフレット、ホームページ等で広報し、女性受験者数の増加を図り、採用者の女性割合を平成27年度実績である50%で維持した	女性が活躍できる職場であることをパンフレット、ホームページ等で広報する。	〃	〃
2	職員課	女性管理職の登用推進	昇任試験受験者の男女比を、受験対象職員の男女比と同比率に上げます。	管理的地位にある職員に占める女性割合を25%に引き上げた	女性管理職の働きぶりや管理職のやりがいなどを周知することで、昇任試験に挑戦しようとする女性職員の意識の醸成を図る。	〃	〃
3	職員課	女性職員の育成	女性職員を人事、財政、企画、議会担当等、多様なポストに積極的に配置します。また、女性職員を対象とする研修を実施するとともに外部研修(自治大学、市町村アカデミー等)に積極的に派遣します。	女性職員を人事、財政、企画、議会担当等、多様なポストに積極的に配置した。また、女性職員を対象とする研修を実施するとともに外部研修(自治大学、市町村アカデミー等)に積極的に派遣した	【登用】政策・方針決定に携わる部署に女性職員を積極的に配置する。 【教育訓練】女性職員を自治大学、市町村アカデミーなどに派遣し、他市の職員と交流することでネットワークを築く機会を提供する。	〃	〃
4	消防総務課	女性消防職員の採用推進	女性消防職員の働きぶりや、やりがいなどを広報等で周知することで、女性消防職員の魅力を伝え、受験者及び採用者の増加を図ります。	「新たな日常」の構築を踏まえ、WEBを活用した職員採用セミナーや広報活動を積極的に展開し、女性受験者数の増加と採用推進を図った	・女性を対象としたWEBによる職員採用セミナーの開催(女性消防職員による広報) ・庁内ポスター、パンフレット及びHPでの女性職員活躍等の広報 ・大学等への採用説明会の参加 ・総務省消防庁及び県が実施する女性活躍推進事業への積極的な参加	〃	〃

ひらつか男女共同参画プラン2017 後期事業計画（案）

事業No	担当課	事業	事業概要	事業の目標		事業計画(年度)	
				令和5年度まで	R3	R4	R5
5	消防総務課	女性隊長候補者の育成	女性隊長候補者として育成するため、消防学校教官・各種消防職員専科教育等に積極的に派遣します。	多くの現場経験と各種教育機関における専門教育を受講し、女性隊長候補者としての資質を向上させた	適材適所での人事配置により、女性隊長候補者として必要な現場経験を積ませる。また、各種教育機関での専門教育に対し、積極的な研修派遣を行い、専門的知識と技術を備えた人材育成に取り組む。 【主要な取組】 女性活躍推進	適材適所での人事配置により、女性隊長候補者として必要な現場経験を積ませる。また、各種教育機関での専門教育に対し、積極的な研修派遣を行い、専門的知識と技術を備えた人材育成に取り組む。 【主要な取組】 警防業務	適材適所での人事配置により、女性隊長候補者として必要な現場経験を積ませる。また、各種教育機関での専門教育に対し、積極的な研修派遣を行い、専門的知識と技術を備えた人材育成に取り組む。 【主要な取組】 救急業務
6	消防総務課	女性消防職員のための職場環境整備	女性消防職員の職場環境が最適となるよう、仮眠室の個室化、洗面所、トイレ等の整備を図ります。	整備した女性職員の職場環境(個室仮眠室、洗面所、トイレ等)の充実を図るとともに、適正に維持管理を行った	・女性職員の職場環境の向上と感染症対策等の観点から、大野及び神田出張所の女性専用室に、新たに女性専用洗濯・乾燥機置場を整備する。 ・令和3年5月竣工予定の消防署本署に、女性専用室を整備し、仮眠室、シャワー室、トイレ、洗濯・乾燥機を設け、女性職員が働きやすい職場環境を整備する。	・現有する女性専用施設に、順次洗濯・乾燥機を整備するとともに、適正な維持管理を継続していく(海岸・金目)。	・現有する女性専用施設に、順次洗濯・乾燥機を整備するとともに、適正な維持管理を継続していく(旭)。
7	教職員課	女性教職員の登用促進	多様な経験を積めるよう県や国の研修へ積極的に派遣するなどし、市立小中学校における女性教職員の管理職等への登用を促進します。	平塚市立学校における女性管理職は平成29年4月1日現在86人中22人25.6%である。これを上回った	次世代リーダー育成のため、学校内でのリーダー的役割分担を固定化せず様々な経験を積ませるよう、年1回程度校長に依頼する。また次期事務連携支援室長育成のため、学校事務職員6級、5級を対象に研修を年1回実施する。	〃	〃

ひらつか男女共同参画プラン2017 後期事業計画（案）

基本方針	1	さまざまな分野における女性の活躍推進	実施した事業を評価するための基準	令和5年度まで
施策の方向	1	意思決定過程への積極的な女性の登用推進		市審議会等の女性割合 40%
施策	2	市審議会等への女性参画の推進		

事業No	担当課	事業	事業概要	事業の目標	事業計画(年度)		
				令和5年度まで	R3	R4	R5
8.1	行政総務課	市審議会等への女性委員の登用推進	審議会等の所管課に、「附属機関及び懇話会等に関する指針」を徹底させます。	附属機関及び懇話会等の設置状況及び委員等選出状況について、年度当初に全課に対して照会を行う中で、「附属機関及び懇話会等に関する指針」を遵守するよう意識啓発をし、女性委員の割合が前年度よりも増加した	・行政委員会、附属機関及び懇話会等の設置状況及び委員等選出状況についての照会をする際に「附属機関及び懇話会等に関する指針」を遵守するよう意識啓発を行う。 ・多くの委員を推薦していただいている団体の実態を把握する。	〃	〃
8.2	各課	市審議会等への女性委員の登用推進	「附属機関及び懇話会等に関する指針」を遵守します。	市審議会等の女性割合40%	該当する課がそれぞれ目標達成に向けて事業を実施する。	〃	〃
8.3	人権・男女共同参画課 行政総務課	市審議会等への女性委員の登用推進	女性委員の割合が40%に満たない審議会等及び女性委員のいない審議会等について、原因究明と解消に向けて取り組みます。	前期の進捗状況を踏まえ、必要に応じた新たな取組や意識啓発に取り組んだ	・各課に対しては、委員の改選がある審議会等に個別面談等を実施し、女性委員が増えるように促す。 ・多くの委員を推薦していただいている団体の実態を把握するとともに、協力を依頼する。 ・課題を管理会議で検討する。	〃	〃

ひらつか男女共同参画プラン2017 後期事業計画（案）

基本方針	1	さまざまな分野における女性の活躍推進	実施した事業を評価するための基準	令和5年度まで
施策の方向	1	意思決定過程への積極的な女性の登用推進		女性割合が令和2年度よりも向上した
施策	3	地域組織役員への女性参画の促進		

事業No	担当課	事業	事業概要	事業の目標	事業計画(年度)		
				令和5年度まで	R3	R4	R5
9	中央公民館	公民館運営委員の女性委員の登用促進	公民館運営委員の女性登用促進について、公民館運営委員推薦会に働きかけます。	現状の女性割合よりも数値が向上した	公民館運営委員推薦会において、附属機関及び懇話会等に関する指針を確認し、女性の登用を促進する。	〃	〃
10	社会教育課	平塚市PTA連絡協議会の女性役員の登用促進	平塚市PTA連絡協議会の役員選出について、女性登用促進を働きかけます。	本部役員(全13名)・各小中学校PTAの役員(各校4名程度×43校)いずれにおいても男女比率に偏りが無いよう50%を目標とする。	・平塚市PTA連絡協議会総会における役員名簿の確認をする。 ・各小中学校PTAに対する会長・副会長の状況調査を実施する。	〃	〃
11	協働推進課	地域づくりにおける女性の視点の活用促進	平塚市自治会連絡協議会の定例役員会等において、地域づくりにおける女性視点の重要性を周知します。	平自連定例役員会等の場や自治会長ハンドブックを活用し、地域づくりにおける女性視点の重要性を周知する	平自連定例役員会等や自治会長ハンドブックの活用による啓発	〃	〃

ひらつか男女共同参画プラン2017 後期事業計画（案）

基本方針	1	さまざまな分野における女性の活躍推進	実施した事業を評価するための基準	令和5年度まで
施策の方向	2	地域社会における男女共同参画の促進		男女共同参画の視点で実施した事業の参加者が、令和2年度よりも増加した
施策	4	男女の地域社会参画の支援		

事業No	担当課	事業	事業概要	事業の目標	事業計画(年度)		
				令和5年度まで	R3	R4	R5
12	人権・男女共同参画課	男女共同参画推進登録団体と協働で行う意識啓発	男女共同参画推進登録団体と共催で市民向けの啓発事業を実施します。	男女共同参画推進登録団体との共催事業の参加者が増加した	1つ以上の団体と共催事業を実施できるよう、団体へ働きかける。	〃	〃
13	各課	地域への意識啓発	「みんなのまち情報宅配便」等で各課職員が地域で説明する際、本市の男女共同参画の状況の資料を配布する等して、意識啓発をします。	「みんなのまち情報宅配便」等で、本市の男女共同参画の状況の資料を配布等した	該当する課がそれぞれ目標達成に向けて事業を実施する。	〃	〃
14	中央公民館	人権及び男女共同参画に関する講座の開催	男女平等や人権尊重について学習できる講座等を公民館事業として地区公民館で開催します。	男女共同参画の視点で実施した事業の参加者が増加した	中央公民館の市民大学講座、市民アカデミー、地区公民館の家庭教育学級等において、男女共同参画に関する講座を開催する。	〃	〃

ひらつか男女共同参画プラン2017 後期事業計画（案）

基本方針	1	さまざまな分野における女性の活躍推進	実施した事業を評価するための基準	令和5年度まで
施策の方向	2	地域社会における男女共同参画の促進		女性の参画者数が令和2年度よりも増加した
施策	5	防災分野における女性参画の推進		

事業No	担当課	事業	事業概要	事業の目標	事業計画(年度)		
				令和5年度まで	R3	R4	R5
15	災害対策課	女性防災リーダーの育成	災害に備える知識や技術を学ぶ女性コミュニティ講座を開催し、女性防災リーダーを育成します。また、その女性防災リーダーが防災知識の普及啓発を推進する講師となることで、地域防災における女性参画の促進を図ります。	女性防災コミュニティ講座を開催し、女性防災リーダーが増えた	女性防災活動団体と共催で女性防災コミュニティ講座の開催	〃	〃
【見直し】 16	災害対策課	防災に関する男女共同参画意識の醸成	被災時において、男女のニーズの違いを踏まえた男女双方の視点や男女双方がリーダーとしての参画に十分配慮できるよう、防災訓練や様々な機会を捉え、啓発を通じてより一層推進します。	防災訓練や様々な機会を捉え、男女共同参画の視点からの防災の重要性について周知を図った	各種防災訓練で男女共同参画の啓発	〃	〃

ひらつか男女共同参画プラン2017 後期事業計画（案）

基本方針	1	さまざまな分野における女性の活躍推進	実施した事業を評価するための基準	令和5年度まで
施策の方向	3	職業生活における女性の活躍推進		事業整備が令和2年度より進んだ／教室等の参加者が令和2年度よりも増加した
施策	6	育児、介護などを社会的に支える環境づくり		

事業No	担当課	事業	事業概要	事業の目標	事業計画(年度)		
				令和5年度まで	R3	R4	R5
17	保育課	子育て支援サービスの充実	全ての労働者のワーク・ライフ・バランスの実現のため、平塚市子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育サービス、ファミリー・サポート事業、病児・病後児保育の充実を図ります。	希望する子育て支援サービスを市民へ提供した	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所等への入所 ・延長保育 ・一時預かり ・ファミリー・サポート事業 ・病児・病後児保育 	〃	〃
18	こども家庭課	放課後等デイサービスの実施	就学期の障がいのある子どもを対象に放課後等の支援をするとともに、保護者支援の充実を図ります。	障がいのある就学期の子どもの健全な育成を図る支援を行った	こども家庭課や相談支援事業所において、事業の周知を行い、適切な利用を進める。	〃	〃
19	青少年課	放課後児童クラブの充実・推進	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童の健全育成のため、平塚市子ども・子育て支援事業計画に基づき、放課後児童クラブの充実・推進を図ります。	平塚市子ども・子育て支援事業計画に基づき、利用ニーズに注視しながら学童保育の充実を図った	クラブの利用状況や小学校の児童数を注視し、利用者数の増加が見込まれる地区の既存クラブの分割や小学校の余裕教室を放課後児童クラブとして利用することにより、受け入れ児童数の拡充を図る。	〃	〃
20	地域包括ケア推進課	認知症理解のための普及啓発	認知症になっても安心して暮らせるよう、正しい知識を普及させるとともに、認知症の方や家族を支援するサービスを提供します。	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症ケアパスを普及した ・認知症サポーター養成講座を開催した ・認知症教室を開催した 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症ケアパスを公共機関での配架、相談時に活用 ・認知症サポーター養成講座を開催する。 ・各地域包括支援センターでの認知症予防教室の開催 	〃	〃
21	地域包括ケア推進課	家族介護教室の開催	介護負担が軽減できるよう、介護に関する適切な知識及び技術が取得できる家族介護教室を開催します。	介護に関する適切な技術を習得するとともに、介護者同士の交流・情報交換ができる心身ともにリフレッシュすることができる教室を開催した	家族介護教室の開催（年6回）	〃	〃

ひらつか男女共同参画プラン2017 後期事業計画（案）

事業No	担当課	事業	事業概要	事業の目標	事業計画(年度)		
				令和5年度まで	R3	R4	R5
22	介護保険課	介護サービスの充実	高齢の家族が介護を要する状態になっても、介護離職等をせず活躍し続けるために、高齢者も介護者も安心して暮らし続けられるよう、平塚市高齢者福祉計画(介護保険事業計画)に基づき、在宅医療や介護サービスの充実を図ります。	平塚市高齢者福祉計画(介護保険事業計画[第8期])に基づき介護サービスの充実を図った	平塚市高齢者福祉計画(介護保険事業計画[第8期])に基づき介護サービスの充実を図る。	〃	〃
	高齢福祉課			平塚市高齢者福祉計画(介護保険事業計画[第8期])に基づき介護サービスの充実を図った	平塚市高齢者福祉計画(介護保険事業計画[第8期])に基づき施設整備等進めることにより、介護サービスの充実を図る。	〃	〃

ひらつか男女共同参画プラン2017 後期事業計画（案）

基本方針	1	さまざまな分野における女性の活躍推進	実施した事業を評価するための基準	令和5年度まで
施策の方向	3	職業生活における女性の活躍推進		能力発揮の支援(セミナーの受講等)を受けた女性が、令和2年度よりも増加した
施策	7	職業生活における女性の能力発揮のための支援		

事業No	担当課	事業	事業概要	事業の目標	事業計画(年度)		
				令和5年度まで	R3	R4	R5
23	産業振興課	市内事業所における啓発等	平塚市工業会連合会等の会議等の機会を活用して、女性の能力発揮のための取組の促進を図ります。また、機関紙「勤労ひらつか」及びホームページ等を通じて、女性活躍推進に関する情報を随時周知し、啓発します。	情報誌「勤労ひらつか」等で、能力発揮のための情報を提供し、啓発した	平塚市工業会連合会の会議等や「勤労ひらつか」により女性活躍推進等に関する情報を発信する。 ※令和3年4月から「勤労ひらつか」を紙媒体による配布を廃止しWEBで情報発信する。	平塚市工業会連合会の会議等や「勤労ひらつか」により女性活躍推進等に関する情報を発信する。	〃
24	産業振興課	起業家支援事業の実施	女性コース等を設けた各種セミナーを開催し、起業に関する情報の提供や事業計画の評価をするとともに、融資制度における「新創業支援資金」及び付随する補助金制度、その他経営相談について実施します。また、創業前後の様々な課題解決を支援するため、専門家を派遣します。	女性コース等を設けた起業家育成のためのセミナーを開催した	起業家育成のためのセミナーを開催し、同セミナーで女性コース等を設ける。	〃	〃
25	商業観光課	商業経営セミナーの開催	商店主等を対象に能力の発揮や女性目線によるイベント提案、商品PR方法等をテーマとしたセミナーを開催します。	女性の能力発揮や女性目線を生かした販売手法等の理解を目的にセミナーを開催した	商店主等を対象としたセミナーの開催	前年度実績等を考慮し、セミナーの開催方法等を検討する。	〃
【新規】 26	産業振興課	女性のための就労セミナー等の開催	女性を対象とした就労セミナー、個別就労相談、高齢者向け就労セミナーを開催するなどして、女性の就労を支援します。	女性のための就労セミナー等を開催し、女性の就労を支援した	女性のための就労セミナーを開催し、女性の就労を支援する。また、市民を正規雇用する事業者への補助金交付に上乗せすることにより、妊娠・出産により1年以上離職した女性の就労を支援する。	女性のための就労セミナーを開催し、女性の就労を支援する。	〃
	高齢福祉課			シニア向け就労支援セミナーの延べ参加者数が増加した。	ハローワーク及び生きがい事業団等と連携を図りながら、シニア向け就労支援セミナーを開催し、高齢者の多様な就労活動の機会創出を図る。	〃	〃

ひらつか男女共同参画プラン2017 後期事業計画（案）

基本方針	1	さまざまな分野における女性の活躍推進	実施した事業を評価するための基準	令和5年度まで
施策の方向	3	職業生活における女性の活躍推進		事業所への働きかけを実施し、認定を受けた市内企業件数(累計)が令和2年度よりも増加した
施策	8	多様で柔軟な働き方の推進		

事業No	担当課	事業	事業概要	事業の目標	事業計画(年度)		
				令和5年度まで	R3	R4	R5
【新規】 27	産業振興課	男女がともに仕事と家庭生活を両立できる環境づくり	仕事と子育てを両立する男女が働きやすい環境づくりを進める企業を支援します。	ユースエール、くるみん、えるぼし等の働きやすい環境づくりに関する認定を受けた市内企業件数(累計)が10社となった	市内企業のユースエール、くるみん、えるぼし等の働きやすい環境づくりに関する認定取得を促進するため、平塚市工業会連合会等の会議等で制度を周知する。また、別途、普及・促進策を実施する。	”	”

ひらつか男女共同参画プラン2017 後期事業計画（案）

基本方針	2	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進	実施した事業を評価するための基準	令和5年度まで
施策の方向	4	市の率先行動		市役所における男性職員の育児休業取得率が15%のほか、特定事業主行動計画の数値目標が達成された
施策	9	仕事と生活の両立ができる職場環境の構築		

事業No	担当課	事業	事業概要	事業の目標	事業計画(年度)		
				令和5年度まで	R3	R4	R5
28	職員課	仕事と家庭の両立支援の取組	各種両立支援制度に関する情報をハンドブック等にまとめ周知をするなど、休暇等の取得を促進します。また、研修等を通じ育児・介護休業等の制度理解を深めることにより、育児・介護休業等の取得者が円滑に職場復帰できるよう、休業中の連絡体制の確保等の必要な支援をします。	市役所における男性職員の育児休業取得率を15%に引き上げた	男性職員の育児休業取得を促進するため、制度を周知する。	〃	〃
29	職員課	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進	ワーク・ライフ・バランス及びポジティブ・オフを研修等で啓発し、推進します。また、休暇取得予定の早期周知による、年次有給休暇、夏季休暇の取得を促進します。	ワーク・ライフ・バランス推進に資するよう、各種両立支援制度の周知を行うとともに職員の意識改革に関する研修を実施した	「子育て読本」「ひとづくり」をはじめ様々な機会を通じ、育児・介護制度等について周知する。	〃	〃
30	職員課	長時間勤務の改善	時間外勤務の縮減に向けた新たな制度を導入し、職員への周知を図ります。	時間外勤務の縮減に向けた制度の周知・徹底を図った	あらゆる機会を捉えてノー残業デーの周知、徹底に努めるとともに、総残業時間を減らすよう努める。	〃	〃
【新規】 31	職員課	職場環境の整備	在宅型テレワークやオンライン会議を実施するなど、ICTを活用してワーク・ライフ・バランスの推進や業務効率の向上を図ります。	ICTを活用したワーク・ライフ・バランスの推進について職員に啓発した	ICTを活用したワーク・ライフ・バランスの推進について啓発を行う。	〃	〃
	情報政策課			在宅型テレワーク専用端末の適正な配備を行った。また、オンライン会議用端末は利用状況に応じた台数の増減を検討した	在宅型テレワーク専用端末の適正な配備を実施するため、年2回、利用状況を調査し、利用の少ない課から利用の多い課へ端末の再配備を行います。 ・オンライン会議用端末の利用状況を踏まえ、端末の増減を検討します。	〃	〃

ひらつか男女共同参画プラン2017 後期事業計画（案）

基本方針	2	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進	実施した事業を評価するための基準	令和5年度まで
施策の方向	4	市の率先行動		市役所における担当長以上のイクボスの割合100%
施策	10	市役所におけるイクボスの推進		

事業No	担当課	事業	事業概要	事業の目標	事業計画(年度)		
				令和5年度まで	R3	R4	R5
32	人権・男女共同参画課	イクボス養成と拡大	部下のマネジメントを担う担当長以上の職員にイクボス宣言の働きかけをするとともに、職員に向けた研修の開催と、イクボスのための情報提供をします。また、その取組を市内の事業所に向けて発信してイクボスの拡大を図ります。	市役所における担当長以上のイクボスの割合が100%となった	・年度当初に、昇格した部課長や異動した担当長相当以上の職員にイクボス宣言を促す。 ・新任担当長及び未受講管理職にイクボス研修を実施し、イクボス養成及びイクボス宣言を促す。	”	”

ひらつか男女共同参画プラン2017 後期事業計画（案）

基本方針	2	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進	実施した事業を評価するための基準	令和5年度まで
施策の方向	5	男性の家事、育児、介護への参加の促進		講座等に参加して、家事参加意識が向上した男性が増加した
施策	11	男性の家事、育児、介護参画の意識づくり		

事業No	担当課	事業	事業概要	事業の目標	事業計画(年度)		
				令和5年度まで	R3	R4	R5
33	中央公民館	子育て力推進講座の開催	男性の育児参加促進のため、親子を対象とした講座を地区公民館で開催します。	講座等参加者の男性の育児参加意識が向上した	中央公民館の市民大学講座、市民アカデミー、地区公民館の家庭教育学級等において、男性の育児参加に関する講座を開催する。	〃	〃
34	中央公民館	男性の生活自立促進講座の開催	男性の生活自立を促進するため、料理教室などの講座を地区公民館で開催します。	講座等参加者の男性の家事参加意識が向上した	中央公民館の市民大学講座、市民アカデミー、地区公民館の家庭教育学級等において、男性の家事参加に関する講座を開催する。	〃	〃
35	健康課	父親のための育児支援事業の実施	母親父親教室の開催や父子手帳等のリーフレットを配布して、父親の子育てへの参画を促進します	母親父親教室の参加者数の増加 母子健康手帳発行時の全数面接	①母子健康手帳発行時に面接し、父子手帳について説明し配布する。また、母親父親教室への参加を促す。 ②母親父親教室にて父親の育児参加について伝える。 ※4月から9月までは新型コロナワクチン集団接種のため教室は中止する。この間は個別対応とする。	①母子健康手帳発行時に面接し、父子手帳について説明し配布する。また、母親父親教室への参加を促す。 ②母親父親教室にて父親の育児参加について伝える。	〃

ひらつか男女共同参画プラン2017 後期事業計画（案）

基本方針	2	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進	実施した事業を評価するための基準	令和5年度まで
施策の方向	5	男性の家事、育児、介護への参加の促進		セミナーに参加するなどして、働き方を見直す意識が芽生えた男性が増加した
施策	12	男性自らの働き方の見直し		

事業No	担当課	事業	事業概要	事業の目標	事業計画(年度)		
				令和5年度まで	R3	R4	R5
36	産業振興課	男女問わず働きやすい環境づくりをテーマにした講演会の開催	ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業への支援として、労働セミナーを開催します。	働きやすい環境づくり等に係る情報を提供する労働セミナーを開催した	労働セミナーを開催し、ワーク・ライフ・バランス等に係る情報を提供する。	〃	〃
37	各課	各課事業における男性に対する働き方見直しの視点の促進	市役所職員に対して、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進や働き方の見直しの重要性を理解し、各課事業の中で、男性や働く世代を対象とした事業が、男女共同参画や働き方の見直し意識を啓発する機会も担えるよう、意識と視点について啓発します。	男性や働く世代を対象とした事業で、男女共同参画や働き方の見直し意識を啓発した	該当する課がそれぞれ目標達成に向けて事業を実施する。	〃	〃
38	人権・男女共同参画課	男性が参加するイベントでの啓発	男性自らが意識改革できるよう、市のイベントやスポーツ観戦などの場で、リーフレットを配布するなどし、意識啓発をします。	リーフレットを働く男性に配布した	リーフレットを配布する。	〃	〃

ひらつか男女共同参画プラン2017 後期事業計画（案）

基本方針	2	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進	実施した事業を評価するための基準	令和5年度まで
施策の方向	6	事業所の実施する働き方改革への支援		事業所へのイクボスの働きかけを実施し、令和2年度よりもイクボス登録企業が増加した
施策	13	事業所におけるイクボスの推進		

事業No	担当課	事業	事業概要	事業の目標	事業計画(年度)		
				令和5年度まで	R3	R4	R5
39	人権・男女共同参画課	事業所向けイクボス認定制度の創設	事業所がワーク・ライフ・バランスを推進し、経営者も労働者も満足する新しい働き方へ改革するためのきっかけとなるようイクボス宣言をし、新しい働き方を推進していく事業所を認定する制度を作ります。	イクボス宣言企業登録制度に登録した事業所数 48社	登録した事業所数 累計 45社	登録した事業所数 累計 47社	登録した事業所数 累計 48社
40	契約検査課	総合評価入札制度の検討	女性の活躍やワーク・ライフ・バランスを推進する事業所を、入札制度において優遇する取組について検討します。	総合評価入札制度におけるイクボス推進に資する仕組みを継続実施した	総合評価入札制度におけるイクボス推進に資する仕組みを継続実施する。	〃	〃
41	産業振興課	市内事業所への啓発等	平塚市工業会連合会等の会議等の機会を活用して、働き方改革に向けた取組の促進を図ります。また、機関紙「勤労ひらつか」及びホームページ等を通じて、イクボスに関する情報を随時周知し、啓発します。	イクボス等に関する情報を事業所へ提供するとともに、働きやすい環境づくりに取り組む事業所へのインセンティブを設けた	情報誌「勤労ひらつか」や平塚市工業会連合会等の会議等の機会を活用してイクボス等に関する情報を提供するとともに、企業立地促進事業において、働きやすい環境づくりに取り組む企業へのインセンティブを設ける。 ※令和3年4月から「勤労ひらつか」を紙媒体による配布を廃止しWEBで情報発信する。	情報誌「勤労ひらつか」や平塚市工業会連合会等の会議等の機会を活用してイクボス等に関する情報を提供するとともに、企業立地促進事業において、働きやすい環境づくりに取り組む企業へのインセンティブを設ける。	〃

ひらつか男女共同参画プラン2017 後期事業計画（案）

基本方針	2	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進	実施した事業を評価するための基準	令和5年度まで
施策の方向	6	事業所の実施する働き方改革への支援		事業所に対して実効性のある支援策につながる協議を行った
施策	14	女性活躍推進のための協議		

事業No	担当課	事業	事業概要	事業の目標	事業計画(年度)		
				令和5年度まで	R3	R4	R5
42	産業振興課	情報交換の場づくりの促進	平塚市工業会連合会等の会議等の機会を活用して、女性活躍推進のための情報交換の場づくりを進めます。	平塚市工業会連合会等の会議等で、ワーク・ライフ・バランスの情報を提供した	平塚市工業会連合会等の会議等の機会を活用してワーク・ライフ・バランス等に関する情報を提供する。	〃	〃
	人権・男女共同参画課			経済団体等の会議の場で、女性活躍推進のための各事業所の取組など情報交換ができる時間が設けることができた	・イクボス登録企業交流会を開催する。事業所側の状況について、前年度より進んだこと、取り組むに当たって難しいことなどの情報をもらう。難しいとされた部分について、行政ができる支援についての検討をする。 ・R1年度の意見交換会での意見「イクボス企業への情報提供」について、実現の可否も含めて検討する。	・イクボス登録企業交流会を開催する。事業所側の状況について、前年度より進んだこと、取り組むに当たって難しいことなどの情報をもらう。難しいとされた部分について、行政ができる支援についての検討をする。	〃
43	人権・男女共同参画課	女性活躍推進協議会による事業所の取組促進のありかた協議	事業所と行政、市民が当事者として一体となり、どのようにしたら働き方改革が進み、ワーク・ライフ・バランスが推進されるか、取組を協議します。	事業所の実状を踏まえた実効性のある支援策につながる協議をした	・年4回の協議会において、実効性のある支援策について協議する。	・年4回の協議会において、実効性のある支援策について協議する。	・年4回の協議会において、実効性のある支援策について協議する。

ひらつか男女共同参画プラン2017 後期事業計画（案）

基本方針	3	男女の心とからだを大切にできる環境づくりの推進	実施した事業を評価するための基準	令和5年度まで
施策の方向	7	DVの根絶		DVの相談ができる窓口をどこか一つでも知っている市民の割合 85%
施策	15	DV被害者に対する相談体制の充実		

事業No	担当課	事業	事業概要	事業の目標	事業計画(年度)		
				令和5年度まで	R3	R4	R5
44	人権・男女共同参画課	女性のための相談窓口でのDV被害者からの相談対応	市役所内外の関係機関と連携を取り、専任の女性相談員がDV被害者の立場に立って相談に対応します。	市役所内外の関係機関と連携を取り、専任の女性相談員がDV被害者の立場に立って相談に対応した	市役所内外の関係機関と連携を取り、専任の女性相談員がDV被害者の立場に立って相談に対応する。	〃	〃
45	人権・男女共同参画課	女性のための無料法律相談会の開催	DV被害者が無料で法律相談を受けられるよう、女性弁護士による相談会を開催します。	前期の検討を基に、事業を実施した	R2年度の実績及び新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う社会情勢の変化を踏まえ、年2回を継続して実施する。なお、ニーズを踏まえて開催時期について検討する。	R3年度の実績及び検討結果を踏まえ、継続して実施する。	R4年度の実績及び検討結果を踏まえ、継続して実施する。
46	人権・男女共同参画課	女性のための相談窓口の周知	DV相談が受けられる窓口として、平塚市女性のための相談窓口や県などの窓口について周知します。	DVの相談ができる窓口についての周知をあらゆる機会を通じて周知し、窓口をどこか一つでも知っている市民が増えた	・ホームページ、広報ひらつか、配架チラシ、DV相談窓口案内カード(公共機関の女性トイレに設置)で女性のための相談窓口を周知する。 ・DV相談窓口案内カードの設置場所を新たに検討する。	〃	〃

ひらつか男女共同参画プラン2017 後期事業計画（案）

基本方針	3	男女の心とからだを大切にす環境づくりの推進	実施した事業を評価するための基準	令和5年度まで
施策の方向	7	DVの根絶		被害者に応じた適切な支援を実施した
施策	16	DV被害者の自立に向けた支援の充実		

事業No	担当課	事業	事業概要	事業の目標	事業計画(年度)		
				令和5年度まで	R3	R4	R5
47	人権・男女共同参画課	DV被害者の一時保護やその後の自立に向けた支援	県や警察などの関係機関との連携により、適切にDV被害者を保護し、自立に向けて生活安定のために支援します。	県や警察などの関係機関との連携により、適切にDV被害者を保護し、自立に向けて生活安定のために支援した	県や警察などの関係機関との連携により、適切にDV被害者を保護し、自立に向けて生活安定のために支援する。	〃	〃
48	市民課	住民基本台帳事務における支援措置	DV被害者の住民票や戸籍の附票の交付を制限することにより、DV被害者の保護を図ります。	関係課や警察等と連携し、被害者が安心して制度の利用ができるよう適切な運用に努めた	関係課や警察等に対し連携を強化できるよう強く協力を求めていく。そして被害者が安心して過ごせる生活環境を維持できるよう制度の適切な運用に努める。	〃	〃
49	選挙管理委員会事務局	選挙人名簿抄本閲覧等制限の適切な運用	関係課と連携し、選挙人名簿抄本閲覧制限の制度の適切な運用を行うことで、DV被害者の保護を図ります。	選挙人名簿抄本のうちDV被害者に係る情報については墨消しを行うなどして、DV被害者の情報が外部に漏れないように対策を取った	・選挙人名簿抄本のうち、DV被害者に係る情報の墨消し ・必要に応じ、閲覧申出の拒否 ※閲覧の都度、関係課からDV被害者の情報を受ける。	〃	〃
50	固定資産税課	各種税証明の発行制限	DV被害者の各種税証明の発行を制限することにより、DV被害者の保護を図ります。	DV被害者の各種税証明の発行を制限し、DV被害者の保護を図った	各種税証明の発行を制限する。	〃	〃
51	生活福祉課	生活に困窮する人に対する経済的支援	生活困窮にあるDV被害者に対し、生活の立て直し、自立に向けて、生活保護制度による経済的支援をします。	DV被害者が、1日でも早く安心して生活できるよう経済的に支援した	DV被害者からの生活保護申請に対し迅速な対応をする。	〃	〃
52	生活福祉課	生活保護受給者の自立に向けた支援	就労支援のため就労支援員を配置し、自立支援の組織的対応を図ります。また、ハローワークと連携して「生活保護受給者等就労自立促進事業」を実施し、個々の対象者の状況、ニーズ等に応じた就労を支援します。	生活保護受給者への就労斡旋をハローワークと連携して実施し、就労者数を増やした	・就労支援員による生活保護受給者への就労支援 就労支援員とハローワークとの定例会実施 ・平塚公共職業安定所地域生活保護受給者等就労自立促進事業協議会参加	〃	〃

ひらつか男女共同参画プラン2017 後期事業計画（案）

事業No	担当課	事業	事業概要	事業の目標	事業計画(年度)		
				令和5年度まで	R3	R4	R5
53	建築住宅課	DV被害者の市営住宅申込資格の緩和	DV被害者のため市営住宅の入居に配慮し、申込資格の緩和を実施します。	被害者の市営住宅入居申込資格の緩和を継続した	被害者の市営住宅入居申込資格の緩和を図ります。	〃	〃
54	保育課	DV被害者の各種手続等への配慮	次の事項について、居住地に住民登録ができない場合でも手続等ができるよう配慮することにより、DV被害者の保護を図ります。 ・保育所等への入所 ・児童手当の受給、小児医療証の交付等 ・国民健康保険への加入等 ・検診(健診)及び予防接種等の実施 ・市立小中学校への入学及び転校等	被害者の保護を図るため、居住地に住民登録ができない場合でも保育所等への入所手続等ができるように配慮した	保育所等の入所手続等の実施	〃	〃
	こども家庭課			被害者の保護のため、居住地に住民登録ができない場合でも手続等ができるように配慮をした	児童手当の受給、小児医療証の交付等の手続の実施	〃	〃
	保険年金課			被害者に応じた適切な支援を実施した	被害者に応じた適切な支援を実施する。	〃	〃
	健康課			被害者の保護のため、居住地に住民登録ができない場合でも手続等ができるように配慮をした	被害者の保護のため、居住地に住民登録ができない場合でも手続等ができるように配慮をする。	〃	〃
	学務課			被害者の状況に応じ適切に支援した	支援を必要とされる方に適切な支援を実施する。	〃	〃
55	人権・男女共同参画課	「平塚市DV防止等ネットワーク会議」の開催	DVの防止及びDV被害者への円滑な対応と支援のため、市役所内外の関係機関で構成するネットワーク会議を開催します。	被害者に応じた適切な支援を実施するためのネットワークとなるよう、会議を実施した	・平塚市DV防止等ネットワーク会議を開催する。 ・開催時期や方法について検討する。	〃	〃

ひらつか男女共同参画プラン2017 後期事業計画（案）

基本方針	3	男女の心とからだを大切にす環境づくりの推進	実施した事業を評価するための基準	令和5年度まで
施策の方向	7	DVの根絶		講座等に参加して、DVについて理解する人が増加した／DVの相談ができる窓口をどこか一つでも知っている市民の割合 85%
施策	17	DV防止のための啓発		

事業No	担当課	事業	事業概要	事業の目標	事業計画(年度)		
				令和5年度まで	R3	R4	R5
56	文化・交流課	外国につながるのある市民への啓発	国際交流イベント等の市民が集まる場において、外国につながるのある市民を含めた幅広い世代の方へDV防止等のちらしを配架・配布することにより情報提供し、DVの防止につなげます。	外国籍市民が多く集まる関係団体主催等イベントにおいて、外国籍市民に対してDV防止、相談窓口等の多言語のちらしを配布することで情報提供を継続させ、暴力排除につなげた	国際交流イベントにおいてDV防止及び相談窓口、人権啓発等の多言語のちらしを配布しながら、外国籍市民に情報提供する。	〃	〃
57	人権・男女共同参画課	学校でのデートDV防止講座の開催	市内の中学校で、生徒や教員に対しデートDV防止講座を開催します。	延べ 23校	デートDV防止講座の開催(未実施の中学校が中心) ※理解度のアンケートを実施	〃	〃
58	人権・男女共同参画課	新成人へのデートDV防止の啓発	新成人へリーフレットを送付し、デートDV防止を啓発します。	デートDV、DVIについて理解する人が増加した	新成人へリーフレットの中でデートDVとはどういうものか、デートDVやDVの相談窓口を記載。リーフレットが効果的な啓発になるよう、青少年課と検討する。	〃	〃
【見直し】 59	人権・男女共同参画課	「女性に対する暴力をなくす運動」期間における周知、啓発	「女性に対する暴力をなくす運動」の期間(毎年11月12日から25日までの2週間)に、DVや犯罪被害等の防止を周知し、啓発します。	DVや犯罪被害等について理解する人が増加した	・DVや犯罪被害等についてのパネル展、パープル・ライトアップの実施 ・相談窓口のチラシを配架 ・犯罪被害者支援団体等との連携を検討する。	〃	〃

ひらつか男女共同参画プラン2017 後期事業計画（案）

基本方針	3	男女の心とからだを大切にす環境づくりの推進	実施した事業を評価するための基準	令和5年度まで
施策の方向	8	心身の健康支援と性に関する理解の促進		ハラスメント防止の啓発を、毎年内容を向上させて実施した
施策	18	ハラスメント防止のための啓発		

事業No	担当課	事業	事業概要	事業の目標	事業計画(年度)		
				令和5年度まで	R3	R4	R5
60	職員課	市役所でのハラスメント防止の啓発	ハラスメントの防止に向けて職員へ啓発します。	ハラスメントの防止に向けて職員へ啓発した	ハラスメントについて正しい理解をするよう啓発を行う。	〃	〃
61	教職員課	学校でのハラスメント防止の啓発	ハラスメントの防止に向けて教職員へ啓発します。	平塚市立小・中学校の各校において、教職員向けに研修を実施をするよう、校長に年1回以上依頼した	5月にいじめ等学校事故防止一斉点検等の実施を依頼する。その中でセクシャル・ハラスメント等の防止の自己点検と、研修の実施を依頼する。	〃	〃
62	病院総務課	市民病院でのハラスメント防止の啓発	ハラスメントの防止に向けて市民病院職員へ啓発します。	ハラスメントの防止のため、ハラスメントに関する情報を外部から収集し、当院職員へ院内ポータル掲示板等を用いて啓発した	外部でのハラスメントの実例や防止の取組等を情報収集し、院内ポータルの掲示板を用いて当院職員に情報提供し、ハラスメントの防止の啓発をする。	〃	〃
63	産業振興課	事業所でのハラスメント防止の啓発	機関紙を活用して事業所に対して啓発するとともに、かながわ労働センター湘南支所と連携し、労働相談を実施します。	情報誌「勤労ひらつか」を活用し、相談窓口等の情報を発信した	情報誌「勤労ひらつか」を活用してハラスメント防止等に関する情報を提供するとともに、かながわ労働センター湘南支所と連携して労働相談を実施する。	〃	〃

ひらつか男女共同参画プラン2017 後期事業計画（案）

基本方針	3	男女の心とからだを大切にできる環境づくりの推進	実施した事業を評価するための基準	令和5年度まで
施策の方向	8	心身の健康支援と性に関する理解の促進		あらゆる人々が安心して暮らせる環境の整備が令和2年度より進んだ
施策	19	あらゆる人々が安心して暮らせる環境の整備		

事業No	担当課	事業	事業概要	事業の目標	事業計画(年度)		
				令和5年度まで	R3	R4	R5
64	こども家庭課	家庭児童相談等の実施	児童虐待等について、関係機関と連携して相談業務や防止対策を行います。	「平塚市児童虐待防止等ネットワーク協議会」を通じて関係機関と連携を図って支援した	関係機関と連携を図るため「平塚市児童虐待防止等ネットワーク協議会」を開催する。	〃	〃
【新規】 65	教育指導課	青色防犯パトロールの実施と「ながら見守り」の推進	青色回転灯パトロール車によるパトロール、各自治会、公民館及び学校に「ながら見守り」のチラシ配布を実施します。	通学時等の児童生徒の安全確保	継続的な取組を通じ、通学時等の児童生徒の安全を確保する。	〃	〃
【新規】 66	生活福祉課	子ども学習支援委託事業の委託	将来の自立に向けた高等学校進学のため、生活保護世帯及び生活困窮世帯の中学生に学習の支援をします。	生活保護世帯及び生活困窮世帯の中学生を対象に学習の支援を行った	生活保護世帯及び生活困窮世帯の中学生に学習支援を行う。	〃	〃
【見直し】 67	障がい福祉課	障がい者の権利擁護推進	障がい者が地域の中で主体的に生活し、自己実現を図ることができるよう、虐待防止をはじめとした権利擁護を推進します。	権利擁護推進のため、虐待防止の取り組みを実施した	権利擁護推進のため虐待防止法関連の研修会等を行う。	〃	〃
【見直し】 68	高齢福祉課	高齢者の権利擁護推進	判断力の低下により権利侵害を受けている又はその可能性のある高齢者の権利擁護の視点に立った相談支援、日常生活自立支援事業の利用促進、成年後見制度の情報提供及び利用相談、エンディングノートの活用等により、自己決定に基づいた本人らしい生活を支援し、安心して暮らし続けられるよう支援します。	任意後見人制度の利用促進を図った	<ul style="list-style-type: none"> 市民と専門職向けに権利擁護講演会を開催する。 成年後見制度が必要な方について、成年後見調整会議にて市長申立を検討する。 地域包括支援センターの社会福祉士の権利擁護の技術向上を図る。 エンディングノート等を活用し、終末期の活動の支援を行う。 	〃	〃

ひらつか男女共同参画プラン2017 後期事業計画（案）

事業No	担当課	事業	事業概要	事業の目標	事業計画(年度)		
				令和5年度まで	R3	R4	R5
69	高齢福祉課	高齢者虐待防止のための取組	高齢者虐待防止体制の整備を推進し、高齢者虐待の防止、早期発見をするため市民への普及活動を行うとともに、虐待発生時の早期対応・解決ができる体制づくりを行います。	高齢者虐待予防体制を継続した	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待の通報を受け、必要があればやむを得ない事由による措置にて緊急保護などの対応を行う。 ・平塚市高齢者及び障がい者虐待防止等ネットワーク協議会にて関係機関との連携強化を図る。 ・地域包括支援センターの高齢者虐待対応の技術向上を図る。 	〃	〃
【新規】 70	文化・交流課	外国籍市民相談窓口(一元的相談窓口)の運営	言語や文化が異なる外国籍市民が安心して暮らせるよう、多言語で外国籍市民相談窓口(一元的相談窓口)を運営します。	外国籍市民が母語で相談することができた	外国籍市民が母語で相談することができるよう、テレビ通訳システム等を利用し、適切な窓口への案内を行う。	〃	〃

ひらつか男女共同参画プラン2017 後期事業計画（案）

基本方針	3	男女の心とからだを大切にできる環境づくりの推進	実施した事業を評価するための基準	令和5年度まで
施策の方向	8	心身の健康支援と性に関する理解の促進		講座等に参加し、男女それぞれの身体の違いと健康上の問題に関する理解を通して健康支援を受けた人が、令和2年度よりも増加した
施策	20	生涯を通じた健康支援		

事業No	担当課	事業	事業概要	事業の目標	事業計画(年度)		
				令和5年度まで	R3	R4	R5
71	健康課	妊産婦への支援	妊婦健診、妊婦歯科検診、妊産婦訪問、産後ケア事業、産前・産後サポート事業、特定不妊治療費の助成、などを通して、健やかな妊娠・出産・産後を支援します。	特定不妊治療費の助成、妊婦健診、妊婦歯科検診、妊産婦訪問などを継続実施するとともに、「ネウボラルームはぐくみ」にて全妊婦に対して、面接・相談を実施した	全妊婦に対する面接や相談を通じて健康支援をする。	〃	〃
【見直し】 72	健康課	健康増進事業の実施	喫煙予防、がん検診の受診勧奨、ライフステージに応じた健康情報の提供、若年女性の栄養不足の解消等の健康増進事業を、協定締結企業等と相互に連携しながら協働で実施します。	受動喫煙防止の啓発活動、がん検診受診率の向上対策及び健康相談による健康支援を実施します。協定締結企業等と相互に連携しながらがん検診や若年女性の栄養不足の解消等の普及啓発に努めた	①受動喫煙防止に関する普及啓発を行う。(新型コロナウイルスの感染状況により実施の変更あり) ②保健センターにおいて電話や来所(予約制)の相談を継続する。 ③がん検診チェックサイトなどを活用しながらに関する知識の普及啓発を行う。 ④包括連携協定企業と協働でがん検診や若年女性の栄養不足の解消等の普及啓発を行う。	〃	〃
73.1	教育指導課	学校教育における性教育、健康教育の実施	小中学生の性に関する正しい知識や、薬物、喫煙等による健康被害の理解を深めるために、保健体育の授業や学級活動において健康教育を計画的に実施します。	各小中学校において、心の健康やけがの防止、病気の予防、心身の発育・発達に関する指導を通して、心とからだを大切にできる教育に取り組んだ	各小中学校において、心の健康やけがの防止、病気の予防、心身の発育・発達に関する指導を通して、心とからだを大切にできる教育に取り組む。	〃	〃
73.2	健康課	学校教育における性教育、健康教育の実施	学校からの依頼に応じ、思春期教室を開催します。	命のつながり、第二性徴で変化する男女の身体や妊娠の仕組み、性感染症などについて講義や体験授業を行い、自分自身や相手を思いやる事の大切さを伝えた(市立中学校15校)	市立中学校全体へ出張講座についての案内を行い、学校からの依頼に応じて思春期教室を開催する。また、思春期連絡会において周知を行う。	〃	〃

ひらつか男女共同参画プラン2017 後期事業計画（案）

事業No	担当課	事業	事業概要	事業の目標	事業計画(年度)		
				令和5年度まで	R3	R4	R5
74	福祉総務課	自殺対策事業の実施	誰も自殺に追い込まれることのない社会を実現するため、市民への啓発、悩みや困りごとを抱えている人に気づき、声をかけ、話を聞き、適切な支援へつなぐ「ゲートキーパー」の養成など、総合的な自殺対策を推進します。	自殺に関する総合的対策を継続的に実施した	各種普及啓発の実施と人材育成を行い、自殺対策に努める。 ①相談窓口リーフレット配布 ②メンタルヘルスチェック「こころの体温計」サービスの提供 ③命の尊さの普及啓発(協働事業) ④ゲートキーパー(※)養成研修の実施 ⑤生き方・命の大切さを学ぶ講演会の実施 ※悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人	〃	〃
75	福祉総務課	保健福祉総合相談・くらしサポート相談での相談対応	生活・仕事・病気のことなど、様々な悩みや困りごとの相談に寄り添い、一緒に考え支援します。	関係各課、関係機関と連携を図りながら相談対応を行った	関係各課、関係機関と連携を図りながら様々な悩みや困りごとの相談対応を行う。また、必要に応じてアウトリーチ(訪問等)の相談対応も行う。	〃	〃
【新規】 76	地域包括ケア推進課	介護予防のための取組へのきっかけづくり	高齢者の心身の状態を把握し、介護予防のための取組へのきっかけとなる「フレイルチェック」等を実施します。	市役所や公民館等でのフレイルチェック測定会やフレイル改善教室等を年間10回開催した	フレイルチェック測定会やフレイル改善教室を開催(年10回)	〃	〃
【新規】 77	保険年金課	特定健康診査・特定保健指導の受診率向上	特定健康診査・特定保健指導の受診率を向上させ、生活習慣病を予防します。	特定健診受診率42%、特定保健指導実施率23%	特定健診:市内外108か所の医療機関で実施。実施期間6月から12月末。(人間ドックは市内外23か所で翌年3月末まで) 通知方法:5月下旬に受診券送付(約46,000通) 特定保健指導:実施回数95回	特定健診:市内外108か所の医療機関で実施。実施期間4月から12月末。(人間ドックは市内外23か所で翌年3月末まで) 通知方法:5月下旬に受診券送付(約46,000通) 特定保健指導:実施回数96回	〃